平成２２年（フ）第６８号
新潟県糸魚川市横町３丁目２番39号
債務者　子田ひとみ
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第６９号
新潟県上越市南城町２丁目２番３号
債務者　蟻坂　秀夫
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第７０号
新潟県上越市南城町２丁目２番３号
債務者　蟻坂　麻理
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第７３号
新潟県上越市頸城区西福島916番地　グランドハイデンスＢ102号
債務者　村山　　智
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第７９号
新潟県上越市清里区弥生233番地37
債務者　濁川　清一
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第８０号
新潟県上越市清里区平成215番地17
債務者　濁川　健治
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第８１号
新潟県上越市子安1304番地
債務者　永見美弥子（旧姓西澤・渡邉）
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第１７８号
山口県宇部市神原町２丁目６番27―401号、旧住所山口県宇部市錦町11番18―101号
債務者　廣瀬　正喜
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第１８０号
山口県宇部市昭和町１丁目３番９―21号
債務者　川村　竹司
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第１８１号
山口県宇部市昭和町１丁目３番９―21号
債務者　川村眞智子
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第３６２号
香川県高松市郷東町373番地１オリーブマンション305号
債務者　松尾　忠俊
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後１時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２４２７号
名古屋市緑区東神の倉２丁目719番地　コーポ神ノ倉102号
債務者　鳥井山　司
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４２８号
名古屋市緑区東神の倉２丁目719番地　コーポ神ノ倉102号
債務者　鳥井山正子
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７２４号
名古屋市中村区道下町１丁目15番地　セレッソ本陣201号
債務者　森　真奈美
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７３１号
愛知県尾張旭市庄中町２丁目８番地15　パサージュ庄中203
債務者　村井　由美
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５０号
広島県安芸高田市吉田町吉田711番地１、前住所広島県廿日市市佐方４丁目10番９―403号
債務者　大谷　優子
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後２時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２２年（フ）第１２０７号
仙台市泉区七北田字東裏32番地の２　セフィラヒルズ101
債務者　菅原　睦雄
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係